

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年5月18日（月）11:30～12:16
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 伊原 和人 厚生労働省健康局総務課長兼生活衛生課長
- 渡邊 英介 厚生労働省健康局生活衛生課長補佐
- 吉岡 明男 厚生労働省健康局生活衛生課長補佐

<事務局>

- 内田 要 内閣府地方創生推進室長
- 富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官
- 諸戸 修二 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 旅館業法の特例について
- 3 閉会

○宇野参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催したいと思っております。

一番最初は、旅館業法の特例について、今まで何度も御議論を重ねてきているところですが、運用上、いくつか課題があって、前回、議論した中で、厚生労働省さんに宿題事項も幾つかありましたものですから、今回、御議論をもう一回させていただきたいということで、厚生労働省さんの伊原総務課長においていただいている状況でございます。

座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○伊原課長 健康局の総務課長の伊原でございます。今日付で生活衛生課長も兼ねておりまして、私から旅館業法の話をしていただきたいと思います。

1 ページ、外国人滞在施設事業に関しては、東京や大阪が実際に条例化をして前に進めようとしているのですけれども、そうしたところから、我々を含めて、要望という形で上がっております。これは内閣府さんにも要望が上がっていると聞いておりますけれども、大きく4点ございます。

一つは、実際にこうした事業をやりたい事業者さんの認定要件を確認するために、立入検査権限が必要である。役所が立ち入って、何かあったら、不適切であったら、それを理由に、場合によっては認定を取り消すということが出来るための権限が欲しいという点です。

2 番目に、施設内の居住者との紛争防止とか、苦情対応のために、事業者にそのような苦情処理の責任あるいは具体的な措置を義務づけることを考えてほしいということをおっしゃっております。

3 番目に、滞在者の方に関して、衛生上の問題のほか、テロ対策等の観点から、身元確認等のために、滞在者名簿の備付けが必要である。

4 番目は、具体的には兵庫県の養父市なのですけれども、養父市は保健所設置自治体ではないのですけれども、そのような自治体、養父市が兵庫県に代わってこの事業を進めるために、7日から10日のうちの何日にするかといった条例の制定権限を付与してもらえないかという話がございます。

この4点に関して、厚生労働省の考え方を御説明したいと思います。

2 ページは、対外的にオープンになっている大阪府市の要望です。

ここに書いてありますように、ホームページから抜粋しましたが、立入検査権限の罰則を設けてほしい。規制緩和措置の実効性確保の観点から、事業者も拒んでいないので、これを作ってくれないか。

2 番目に、周辺住民の居住環境への懸念に対応した紛争防止措置について、政令の認定要件に加えてほしい。

3 番目に、法改正が直ちに困難な場合は、大阪府市としては、法律による立入権限が措置されなくても、認定要件を確認するための立入権限を、独自の条例により制定することは、法律と条例の関係でも可能であるとの内閣府からの見解を得ているところでもあり、政令改正を前提として、条例制定を検討する。

こうした要望がございます。

これに関して、厚生労働省の考え方ですけれども、立入検査権限については、私人の権利・自由の制限を伴う公権力の行使なので、要は、選挙によって選ばれた代表者が決める

国会ないしは地方議会の法律または条令で決める必要があるということで、厚生労働大臣あるいは都道府県知事がそうした法律または条令の根拠なく立入検査を行うことは、法制的に多分無理であろう。

ただ、今回の制度に当てはめて考えますと、特定認定という、認定の取消し事由に該当しているかどうかを調べるために立ち入るということであれば、地方議会の議決を元にした条例で規定することは当然可能だろうということで、こうした御要望に対しては、我々の通知で、自治体の条例で立入検査権限を規定し得ることを通知することは考えられるのではないかと考えております。

2番目、施設内の居住者の紛争防止とか、苦情対応のための措置ですが、旅館業法上は、こうした居住者の紛争防止とか、苦情対応の規定は、法律にも政令にも規定がございません。

今回の制度は旅館業法の特例としての特区の制度でございまして、政令で旅館業法上の規定がない規制措置を設けることは、法制的には非常に困難であろうと考えております。

ただ、実態として、地方の実情に応じて、居住者との紛争防止とか、苦情対応のために自治体が特に必要であると御判断された場合に、こうした措置を設けることは可能ですし、むしろ地方の実情からすれば望ましいと考えます。

したがって、こうした対応については、自治体の条例で規定し得ることを、我々としては通知していくことが可能ではないかと考えております。

3番目の滞在者名簿の備付けは、旅館業法の第6条でも、滞在者名簿、我々は宿泊者名簿と呼んでいます。義務化されております。

そこで本制度でも、省令で、例えば、申請書の添付書類に「滞在者名簿の様式」、このような様式で名簿を管理していますということを明記して提出させることは可能ではないか。あるいは、省令の第3条で、特にこれは外国人の方が利用されますけれども、外国人であることをどのように確認したのか、対面で旅券を確認したのか、あるいは、画面を通じてやるのか等を書いていただくことはできるのではないかと。

あわせて、通知として、滞在者名簿についてもひな形などを我々でお示ししたり、旅券の呈示を外国人にはきちんと求めてください、旅券の写しを保存してくださいということは、行政指導をお願いできるのではないかと。あるいは、使用開始時とか、終了時に、対面で本人の確認を求めることもできるのではないかと考えております。

6ページ、前回のヒアリングの際に、滞在者の身元確認がなぜ必要なのかということで宿題をいただいていたかと思えます。それについての回答でございます。

ここに書きましたように、外国人滞在施設は、賃貸借契約で空いている施設をお貸しする、マンション等の空き部屋を活用することが想定されております。

ただ、こうした場合、通常の賃貸住宅に比べてホテル・旅館に類似した特徴があるのですけれども、現行の制度では、滞在の痕跡が残りにくい。身元情報を把握することが難しい。

滞在者が頻繁に替わる、生活の本拠が施設にない、連帯保証人とか、宅建業者の仲介が想定されないことから、この外国人滞在施設については、入るときに本人の確認、滞り者名簿を残しておく、旅券の写しの保存、こうしたことが、どのような形でやるかは別として、実質的に必要であろうと考えております。

ちなみに、下にありますように、通常の賃貸住宅でも、契約締結時には、対面で契約内容、注意事項を説明することが、国交省のガイドラインとか、宅建業法の35条で定められておりますし、旅券等による身元の確認を行うとか、賃貸借取引の当事者の氏名等を記録しておくことも規定されております。

ちなみに、諸外国の状況も調べましたが、ドイツ、イタリアなどでは、宿泊施設には外国人宿泊者の姓名、生年月日、住所・国籍等の記録取得と旅券の確認を規定しております。

最後に、養父市の件、保健所設置自治体以外の自治体への条例制定権の付与ですが、これは地方自治法の解釈からなのですけれども、条例の制定権限は、他の自治体に委任が可能な、例えば、都道府県知事の仕事を別の市町村長に任せるといったことは、通常の行政機関の権限としてあり得るのですけれども、条例は議会の議決ですので、知事の業務ではないわけです。そうした業務に関して他の自治体に付与することは、法制的に難しいと承知しております。

簡単に言えば、例えば、兵庫県知事が外国人滞在施設を認定したり、監督するのに、7日から10日の部分だけ養父市が決めることができるかということ、それは難しいと考えておりますので、もしやるためには、養父市が保健所設置市になるか、あるいは、兵庫県自身が具体的にこの養父市でやらせてあげたいということであれば、7日から10日の部分の条例を定めることが必要ではないかと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○宇野参事官 すみません。最初に確認するのを忘れたのですが、この議事と資料については、公開でよろしいですか。

○伊原課長 大丈夫です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

1 ページに、今回、検討いただいた項目が四つ挙げられているのですが、この中で、3番目の滞り者名簿の備付けが必要ということは、政令で決めることができるということですね。

○伊原課長 政令でもできますし、政令改正せずに、省令でも可能ではないかと思っております。

○八田座長 それで、他のことについてはかなり難しいということなのですが、まず、実際問題として、保健所が関与することはないわけです。4番の保健所設置自治体以外の自治体への条例制定付与ですけれども、今回の宿泊施設に関しては、特に最初に保健所が検査することはないわけです。

○伊原課長 ないです。

○八田座長 だから、元々このことに関して保健所が関与する必要はなかったのだと思う

のです。それがなければ、何とか道を開いてあげないと、養父市だけではなくて、将来、いろいろなところから起きたときに、難しい問題が起きると思います。

もちろん何もなしでということではなくて、衛生上必要な事後チェックを市が代行するようなことは必要だと思いますけれども、そのような措置ができないものでしょうか。

○伊原課長 これは法律改正が必要だと思うのですが、元々これは今の制度だと旅館業法の特例です。旅館業法の規制をせずに、旅館業法の枠の外で自由にできるという仕組みなので、法律上、この外国人滞在施設事業を運用できるのは、旅館業法を所管している自治体の首長が実施できることとなっているわけです。

したがって、今、座長がおっしゃった、他のところでもいいのではないかというためには、法律を改正して、実施できる自治体を保健所設置市以外の市町村でもやってもいいという枠組みに大きく変更する必要があることとなります。

○八田座長 今のところは、少なくとも事前には、実際問題として保健所が関与する必要がないわけです。

○伊原課長 そうだと思います。ただ、これは我々の問題というより、立法政策上の問題だと思います。つまり、今回の外国人滞在施設については旅館業法の適用をしないわけです。旅館業法を適用するところとしないところの区別をしているので、その判断主体を旅館業法を担当している自治体にやらせますということが元々の考え方になっており、このような法律になっているのだと思います。

したがって、その考え方が、いや、旅館業法とは関係なく、市町村でも自由に、旅館業法の外の世界なのだからいいですとしてしまうことができるのかどうかということを、まず、最初に考える必要がある。

だから、まず、論理的にそのようなことを考えるべきかどうかということが一つです。

2番目に、もし仮にそこで区別できると、保健所が関係ないのだから、市町村がやったら、あとは保健所を設置しない市町村でもいいではないかとなったら、次は法改正という、政治的に非常に難しいテーマが関わる話だと思うのですが、そこもしないと、原理的には困難であろうと思います。

○八田座長 原さん、これについては、どうですか。

○原委員 元々の出発点に立ち返って考えると、これは何で保健所が関わる必要があったのかという議論があって、法律の改正も含めて最終的には検討すべき課題なのだろうとは思いますが、少なくとも、今、保健所の設置されていない養父市というところが特区に指定をされて、別に兵庫県全体でこれをやろうということを考えているわけはありません、養父市でやりたいということを考えていますという状態になっているときに、これをあえて兵庫県で条例を作らないとできませんということにしておく必然性があるのかどうかということだと思います。

○伊原課長 必然性というと、まず、形式論というか、これは実質論だと思いますけれども、今回の制度は旅館業法の適用をするかしないかということなので、普通は保健所に行

って許可をもらわなければいけないところを、今回の施設は許可をもらわなくていいですという仕組みになるので、とにかく旅館業法と裏表の関係なのです。

○原委員 それはよくわかっています。

○伊原課長 ですから、その意味でいうと、兵庫県ではないところが運用することを認めていいかどうかは一つの論点だと思います。

もう一つ言えば、仮にそこのところを乗り越えたとしても、法律を改正しない限り、条例制定権限は地方自治法の解釈として、議会の議決、いわゆる民主的な選挙によって選ばれた権限として、今、兵庫県に法律上は条例制定権があるわけですが、これを勝手に違う自治体に移譲できるかという、それは法制的に無理なので、もし原委員がおっしゃったようなことをしようと思うのだったら、法律改正をしないといけません。

○原委員 わかりました。

県の条例制定権限を市に移譲することは何で制約されているのですか。

○伊原課長 地方自治法です。

○原委員 地方自治法のどのような条文で制約されるのですか。

○伊原課長 252条の17の2です。

○原委員 そう言われてもわからないですけどもね。

○伊原課長 要は、移譲できる権限は都道府県知事の業務しかないので、地方自治法上は、条例制定権などは移譲されていないのです。

○原委員 これは事務処理の特例だから、これはもちろん知事の権限の移譲を言っているのだと思うのですが。

だから、おっしゃっていることは、県の判断として市に移譲することはできませんということですね。

○伊原課長 そうです。

○原委員 なので、今回、お話をしているのは、政令でそれをできるようにできませんかということだと思うのです。

○伊原課長 さすがに法律で決まっている仕組みの中に、勝手に政令で兵庫県議会に固有の権限を養父市議会に移譲することは、法律の根拠なくしてすることはできないと思うのです。

○原委員 地方自治法で定めているのは、県から市に対して、法律上、個別の法律での権限の移譲が全くない場合にできるということを言っているわけですが。国の制度で、この権限については市で条例を作ることにならなければならないと定めれば、それはもちろんできるわけでしょう。

○伊原課長 それは確かに、解釈上、特区法で地方自治法の特例を定めることは可能性としてはあると思います。

○原委員 法律だったら、少なくともできますね。

それで、今、7日か10日かいずれにするのかという条例を定めることは、政令で、条例

で定めるということが決めてあって、そこで特例を設けることは法制的には不可能ではないのではないですか。

○伊原課長 それはまさにこの事業を誰がやるかという問題ですね。

○原委員 いや、誰がやるかではなくて、地方自治法で制約されるという問題はないのではないですか。特区法の制度の中でその特例を定めるのです。

○伊原課長 いや、この法律の解釈については、私が解釈するのか、内閣府が解釈されるのかはあるのですけれども。

○原委員 わかりました。

では、そこが法制的に可能なのかどうかは、もう一回、御確認いただきたいと思います。

○伊原課長 だから、まず、ここは法制論だと。我々の理屈は、法制論でこれは無理ではないですかと言っていて、実態的にもおかしいと思いますけれども、まず、法制的な話なのです。

○原委員 わかりました。

だから、その法制的なところについては、別にここでやっても仕方ないから、御確認いただいたらいいと思いますが、実態論からいえば、7日か10日かということについて、兵庫県が判断する理由は全くないと思うので、普通に考えれば、これは養父市議会で決められたらいいのではないかと。

○伊原課長 だから、それは逆に言うと、旅館業法の取締権限も含めて養父市に移れば、それは一つの御判断だと思います。

7日か10日かだけが養父市に移って、残りの認定権限が兵庫県にあるのもおかしいことですから、認定権限自体が養父市に移る仕組みになれば、先生がおっしゃったような仕組みになることはあるのかもしれませんが、今は養父市には認定権限もないわけです。この施設は旅館業法の特例だと決める権限です。

○原委員 さかのぼってその法制度の問題も含めて議論したほうがいい課題だということはわかったのですが、少なくとも、今、政令であえて県議会で決めない限りは進めませんとしておく必要はないのではないかということなのです。

○伊原課長 一つは法制論なので、法制論としてお調べいただいたほうがいいのかもありません。

○八田座長 要するに、法制論の問題が解決したら、厚労省としては、別にそこに問題はありませんということですね。

○伊原課長 法制論の問題が解決したら、次の問題は、先ほど申し上げたように、認定権限みたいなことですね。だから、この施設を認定する権限が兵庫県にありながら、7日から10日の条例だけを養父市がやるという仕組みは変だと思います。あくまでも認定権限も兵庫県から養父市に移らないと。

○原委員 そうしたら、認定権限は先ほどの地方自治法で市に移譲すればいいわけですね。

○伊原課長 それはできるのではないかと思います。

○原委員 では、それとセットでやればいいということですね。

○伊原課長 そうなります。

○原委員 政令改正と地方自治法の規定とで、別に法改正をすることなく、それはできるという形ですか。

○伊原課長 法制論をクリアできればということですがけれども、やや矛盾していると思うのです。地方議会の権限を勝手に政令で移譲して、行政権限だけ兵庫県知事が養父市に任せるみたいなことが、可能かどうかということですが。

○原委員 だから、法制論のところは別途でやりましょう。

○八田座長 ということで、これは法制論の問題がある。

次に、名簿を備える様式や何かは国で決めることができるのだけれども、苦情対策や何かに必要な措置を事業者に義務づけることは、国のレベルではできないというお話でしたね。

○伊原課長 そうです。

元々旅館業法でさえやっていないのに、過剰な規制を特区についてやるということは、そもそもの基本的な考え方から言っておかしいということもあると思います。あくまでもこの特区自身が旅館業法を破るためのルールなわけです。それで、旅館業法でもやっていないことを規制しましょうという。

○八田座長 本当にテロのことについて気になるなら、本当は旅館法も厳しくしなければいけないということになりますね。

○伊原課長 テロに関してはですね。

だから、滞在者名簿の備付けに関してはできますけれども、例えば、近隣の方との紛争とか苦情は、実態論としてはきっとあると思うのですけれども、それは旅館やホテルの世界だってあるわけです。

あるけれども、それを法律上は旅館業法で規制していないわけです。なので、やはりそれを今回の新しい特区の制度の中で、地方自治体からぜひやってくれと、政令で書いてくれと言われてやることは、我々から言い出すのも変ですがけれども。

○八田座長 ただし、旅館の場合には、そこでごみ出しとかということはもちろん旅館の業者がやるのが大前提ですね。賃貸マンションの場合ももちろん事業者がそれをやるのが大前提だと思いますけれども、旅館の場合よりは義務づける必要性があるように思うのです。

というのは、マンションに住んでいる人に対してきちんとやらせることは、事業者としては当然のことだと思いますし、もしできなかつたら、それこそその管理組合から鼻つまみになってしまうと思います。とはいえ、そのようなことを義務づけることによって、管理組合なども監視はしやすいようにしてやることは、あり得るのではないですか。

○伊原課長 まさにそれは私的自治の世界で、政府全体として、規制についてはあまりよろしくないという状況の下で、規制強化することにはちょっと無理があるのではないかと。

実態として、確かに、マンションと同じように近所の苦情を考えて周りの人との紛争を回避しなさいということ、自治体ごとにルールを決めることはあると思いますけれども、私も国土交通省の人間ではないですが、マンションに関して、近隣との紛争に関して、国の法律の中で規制している例は多分ないと思うのです。

そこまで法律上で何かをしているとも思えないので、国のレベルの行政指導で、我々でこのような規制措置を設けることが望ましいと書くことは書けると思います。それを元に自治体が条例を作ることも可能だと思いますけれども、今回の我々の制度の中で、紛争防止措置を置いていなければ、この施設は認めませんということまで書き切るの、やや行き過ぎかなと。

○八田座長 東京都などの要望は、3のほうが強いわけですかね。

実際の自治体からの要望としては、テロ対策は非常に理屈があると思っていたのですが、それについては何とか対処できるとおっしゃる。今度は、ごみとか、騒音とかですね。これについても自治体からの要望は結構あるのでしょうか。

○宇野参事官 条例が否決されたときの理由としては、両方が上がっているのは事実です。

○八田座長 両方が上がっている。

○伊原課長 確かに都市部ではそのようなことは言えるかもしれませんが、田舎のほうに行くと、近隣施設などがないところもありますし、国で一律に要件にするところまでできるかという、なかなか難しい。

だから、我々で、ぜひ地域の実情で必要だと判断される場合には、条例とか、要綱を定めてくださいということは応援できると思いますけれども、北海道であろうが、沖縄であろうが、特区をやるときには絶対にこれでなくてはだめですということはちょっと難しい。

○八田座長 しかし近隣に非衛生なことをやったりすることはいけませんということは、沖縄であろうと、北海道であろうと規定はしてもいいのではないかと思いますけれどもね。

○伊原課長 でも、それだったら、旅館業法上も同じだと思います。

○八田座長 そうですけども、マンションなどの場合は一部の人の保有ということがあ。旅館の場合は全体が一つで持っていますから、そこはこのような宿泊施設で特出して要求する必要がある面はあると思います。それが自治体の議会からそのような要望が出た理由ではないかと思えます。それはどうお考えですか。

○原委員 1も2もそうなのでですけども、厚労省さんのお考えは、条例で決められるのは御自由ですということなのだと思うのですが、元々法律の制度に立ち返って言いますと、条例に委ねていたのは7日から10日の中のどこにしますかということであって、旅館業特例事業という事業の制度そのものは、法律、特区法の中で国の制度としても決めましたということだったと思うのです。

それを、7日から10日というところを越えて地方議会で、そもそもこの紛争防止のところが制度として十分なのか、不十分なのかとかということが、なぜか議論されたという状態なのだと思うのですけれども、そこで付加的に今度は地方で条例を定めて、その制度を

またいじるということにすべきなのかどうなのか。

○伊原課長 それはこうだと思います。

今の旅館業法もそうですし、その他の衛生規制の法律は、国でナショナルミニマムというか、最低限の基準を作っていますが、それ以外は条例で作られているわけです。

今回、東京都さん、大阪府さんが言われているのは、まさにその上乘せの部分を言われているのだと思います。それを国としてやるということは、我々が言うのも変ですけども、昔の何でも政府が規制していくという世界に戻っていく話なわけです。

なので、この事業を自治体がやりたい、応援してあげたいという気持ちはわかるので、努力はいたしますけれども、今日の流れの中で、これ以上、法律として、国としてルールを規制していくことはやめましょうという流れの中でどこまでいけるかと考えたときに、応援できる範囲はここまでだということです。

○原委員 ではなくて、旅館事業を運営することを前提にして、さらにその付加的な基準を定めていきますというのは、自治体で、もちろん今まで旅館業でもされているでしょうし、そのようなものは他の分野にもたくさんあることだと思うのですが、今回ここで問題提起されていることは、そのような付加的な基準を作るとか、そのようなことではなくて、ここでなされていることは、そもそも旅館業特例をやっているのか、いけないのかということについての問題提起だと思うのです。

これは紛争防止であるとか、苦情対応のための措置とか、そのようなことをしっかりやらないと、旅館業特例のようなことはやってはいけないのではないのかという問題提起がなされているということなのだと思うのですが、厚労省さんのお考えとしては、それは必要ないと。

○伊原課長 国家全体に関して、東京都、大阪以外の、沖縄を含めた全てのところで規制する必要はないということです。

それはどうしてかということ、それは旅館業法でもやっていないので、むしろここでやるとなれば、旅館業法上の規制強化をしていくことになります。

○原委員 わかりました。

その話は、先ほども八田先生からもあったように、通常の旅館の場合と、このようなマンション、通常の施設、居住されているような施設を使うことについては違いがあることを前提にして、このような問題提起がされているわけですが、それであっても別に必要はない。

○伊原課長 マンションの近隣住民との関係は長期的な関係になるので、当然もっと規制されるべきかもしれませんし、自治体によっては規制していると思いますけれども、それを国のレベルで規制しているという実情を把握しておりませんので、そのような意味で、ちょっと無理があるのではないかと。

○原委員 国のレベルでといいますか、国の制度そのものの問題ですね。認定要件として、紛争処理その他の措置をとらなくても、旅館業特例をやっているのかどうかということに

については、厚労省さんは構いませんと。

○伊原課長 いえ、さすがにここでこのような制度をつくるとなれば、旅館業法との関係をどうするかとか、あるいは、旅館業の外の実態として、普通の賃貸業であるマンションとかの運営事業との関係は影響が出てくる話ですから、当然、考え方として、国としてやるべきことなのか、地域ごとに判断すべきことかは考えないといけないのではないのでしょうか。

今、お話ししていることは立場が違うような感じがしていて、今、おっしゃっているのは、規制を強化しろとおっしゃっているのですか。

○原委員 違います。お考えを確認しているだけです。

○八田座長 規制改革ですから、人々の役に立つ規制を作ろうということですから、我々は別に規制緩和だけを言っているわけではないです。

○伊原課長 紛争処理に関しては、基本的には紛争の問題は地方レベルではいろいろと問題になっているわけで、それは要綱で解決している自治体もあれば、条例で解決している形もある。

ただ、それを国の制度として引き上げて、全国どこでもやるとするには、紛争処理に関しては難しいのではないかと考えております。それに対して、宿泊者名簿は、テロとかはどこの地域だって同じ話だし、それはしっかりやるべきだという実態からのニーズもあるし、法制的にもやってバランスはとれているのではないかと。

近隣との紛争処理については難しいということなのです。

○八田座長 では、4のところについては、法制的なことをチェックしましょうと。

3のところをやっていただけるというのは、大変ありがたい。前進だと思います。

実はここに載っていないことで、7日か10日かということがあります。これが先ほど原委員がおっしゃったように、実態的にそこだけ決めてもらいましょうということが、全体のうまくいかないことの原因になっている。したがって、例えば、政令で、基本は7日にするけれども、条例でもって10日にすることができるかと決めると、随分すっきりすると思うのです。

○伊原課長 7日にする限り、条例が要らなくなるということですね。

○八田座長 そのかわり、定められているように、10日にしたい場合には条例で決めなさいと、その選択はそのような形にすると、どうでしょうか。

○伊原課長 それは理論的には不可能ではないと思いますけれども、去年、7日か10日で条例にするという話は、様々なレベルで、大議論して決めたことなので、それを変えるというのは、とても困難ではないかと思えます。

ましてその事情が、まだ条例が定められていなくて、条例がうまくいかないがゆえにそのようにしますみたいな形で提案されることは、受け入れられないのではないかと思うのです。

○八田座長 ただ、基本的に決まったことと矛盾しているわけではないですね。7日と

10日のどちらかが選べるのだけれども、その選び方を条例でもって10日にすることはできませんということにする。逆に、10日を原則にして7日を選択するならどうですか。

○伊原課長 いずれにしても難しいと思います。今の座長のお話からいえば、我々もこの話を前に進めたいということは同じ思いなので、今回はこのような形でやらせていただければ、自治体ももう少し動きやすくなるし、先ほど申し上げた条例に関しても、我々からサポートするような通知を出すことは可能ですし、必要であれば、東京都とか、大阪府とはもう少し熱心に応援するようにお話しすることも不可能ではないので、今、御提案のあった政令改正をするよりは、今日、我々が出させていただいたことをやらせていただくほうが現実的ではないかという気がしました。

○八田座長 今、おっしゃっていることを伺うと、結局、7日と10日の問題は、理屈の上で、例えば、私が最初に申し上げたようなことができないわけではないけれども、今の段階で、何も始まっていないときには難しいという御議論ですね。

○伊原課長 はい。

○原委員 何も始まっていない段階で難しいということはわかった上で、一方で、こちらからしますと、特区の制度を作って、条例を作るというところで止まってしまってまだ全然動かないというところは、やはり何とかしないといけないと思うのです。

○伊原課長 それは我々も同じです。

○原委員 ここで御努力をいただいていることも理解はするのですが、その7日と10日のところについても、何かもうひと工夫できないものかということはあるかと思います。

それから、紛争処理、苦情対応のところなのですが、条例ではなくて、区域会議で制度を組むことは考えられますか。

○伊原課長 不可能ではないと思います。

要は、どのレベルでやるかということは自治体の判断で、自治的に、実効性を上げるために、いわゆる要綱レベルで知事だけで決めることも可能だと思います。実際にそのような例は我々の衛生行政ではよくあることなので、不可能ではないと思います。

だから、我々のほうでもしやる必要があれば、通知で条例ないしは要綱でこのようなことを定めることは、むしろ望ましいと書くことについてもできると思います。

前回のヒアリングでいろいろと宿題をいただいて、なかなかタイミングが持てずに通知を出せていないのですけれども、もし我々の方針を御了解いただけるのなら、できるだけ早くこの方針を現実化させて、東京都なり、大阪府と話し合いをさせていただいて、要は、この枠組みで条例の制定作業を進めていただければ、やりたいと思います。

今日我々の案をお出ししたことで、テロ対策で省令改正とかを含めて滞在者名簿の話もやっていいとおっしゃっていただけるなら、頑張っって急いで動くように努力いたします。

○八田座長 今の区域会議を利用することに関しては。

○伊原課長 区域会議というのは、国の区域会議ということですか。

○原委員 そうです。

○八田座長 これは県知事も入っていますし、国も入っていますし、養父市長も入るということです。

○伊原課長 その中ですか。

○八田座長 その区域会議だと、要するに、国の機関のところにいるけれども、県もコミットできるわけです。

○伊原課長 わかりました。

そこで議論していただいて、むしろこれで何ができるかという、例えば、大阪府知事なり、大阪市長さんが、自分の要綱で外国人滞在施設事業をやる場合は、紛争防止機関を設けなければいけない、あるいは、このような苦情処理の窓口を設けなければいけないということを、省令ではなくて要綱で定めることは当然可能だと思います。それは議会の条例にかけなくてもです。

○八田座長 先ほどの養父の場合も、結局、先ほどの法制の議論のときには、特に区域会議という話は出ていなかったのですけれども、それは先ほどおっしゃったように、条例なので、知事の権限ではできないと。

○伊原課長 それは、兵庫県が7日という条例を決めて、その上で知事の専権で、事実上、運用は養父市に任せるあるいは認定を養父市に任せることも可能だと思いますけれども、条例はやはり兵庫県議会が作っていただかないと難しいのではないかと思います。

○原委員 条例決定のところを区域会議にということは無理なので、そこは先ほどの法制論のところを、もう一回、確認しましょうということですね。

要綱でというヒントをいただいたのは大変いいと思うのですけれども、区域会議と申し上げたのは、やはりこれは国家戦略特区としての制度なので、国と自治体とが一緒になってこのような枠組みをやったほうがいいのではないかとということで、できるだけ一緒になって実験ができるといいと思いますので、その観点では、区域会議の決定という格好になるのか、あるいは、区域会議で議論した上で要綱になるのか。

○伊原課長 我々で規制強化のアドバイスをするのは変かもしれませんが、やり方としては、先ほど申し上げたように、全国一律にやるのは難しいけれども、その地域において、この事業に関して紛争処理が非常に重要だということを区域会議で合意されれば、むしろ自治体で、この事業を当該養父市でやるとか、大阪府でやるときに、望ましいということであれば、みんなでそこでそのようなルールを導入しましょうということ合意することはできるような気がします。

私が申し上げているのも、47都道府県全てでこのルールでなければだめですということには無理があると言っているだけの話なのです。

○八田座長 そうすると、ある意味で、国がそのようなことを進めますということをお願いするということですか。

○伊原課長 はい。区域会議で、あるいは、区域会議に向けて、行政通知なりを発出することも可能だと思います。

○八田座長 わかりました。では、大変前進したと思います。

他の委員の方はいかがですか。

○鈴木委員 一言だけいいですか。

私は、西成のあいりん地区とか、その辺の実態に詳しいのですが、このような規制強化みたいなものが地方のほうからアイデアとして出てくる理由は、現状の簡宿とか、旅館業法を取ってやっているところは、特にごみ出しなどで非常にいい加減なことをやっているということが現状としてあって、だから、新しいところを作るときにはちゃんとしてほしいという声なのだと思うのです。

例えば、あいりん地域などを見ると、不法投棄のごみが物すごいのですが、半分ぐらいは簡易宿泊所から出てくるのです。

要するに、我々のほうも、市のほうで規制を強化しようと思うのだけれども、旅館業法でそもそも認めていないものが一種の既得権になってしまっていて、彼らにしてみたら、産廃で出さなければいけないので、金がかかるのです。だから、ぼいと捨ててくるわけですが、本当はそちらの大もとの簡宿などがいい加減になっていて既得権になっているという問題も、同時に、衛生上の問題があるからということで、通知か何かを出していただいて、本当は両方を進めるのが望ましいことではあるという気はします。

それは将来的な課題かもしれません。

○伊原課長 我々も実態を解決する意味で、規制に関しては、必要ならば出していくということもあるのですが、他方、今は規制改革の流れで、全てが山谷やあいりん地区ではないので、そのようなものを導入すること自体について、批判を受けたりもするので、規制の導入の仕方に関しては、どのレベルでやるのか、国のレベルでやるのか、自治体レベルでやるのかということは慎重に考えていく必要があります。○鈴木委員 そうなのです。

ごみ出しのスペースなどもそもそも作らないで簡宿を作っていますので、それを入れろということになると、では、壊してもう一回作り直すのですかということになってしまうのです。

○八田座長 むしろそのようなものは国でつくってくれたほうが、自治体としたら楽な面があるのでしょうか。

○鈴木委員 国はこう言っていますからと言える。

○伊原課長 楽だというのはわかるのですが、それをやってきたのが過去の規制改革の議論なのです。

○八田座長 でも、やはり国がやったほうがいいこともいっぱいあると思います。

○伊原課長 だから、今のような話は基本的に自治体が一生懸命やっていますし、そのレベルの話は、規制の強化の程度を国で決められないのです。

○八田座長 自治体がつくってくれと言え、それは国がやってもいいかと思いますが、本間先生は何かございますか。

○本間委員 特にないです。

○八田座長 それでは、いろいろと大前進したと思いますので、あとはいろいろと法制上の問題とか、文言の問題とかをまた事務局と詰めていただきたいと思います。

今日は、お忙しいところを本当にどうもありがとうございました。